

## 不法行為 工作物責任 管業 H01-03-2 <<#813>>

【問】 正誤をつけよ。

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり、それによって他人に損害を生じた場合において、当該工作物の占有者及び所有者は、その損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、その損害を賠償する責任を負わない。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

管業【★基礎必須】 宅建【★基礎必須】

土地の**工作物**の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その**工作物の占有者**は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、**占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。**

(民法 717 条 1 項)